

手続確認フローチャート

富里市から「児童手当又は特例給付」を受けていますか？

はい

いいえ

「高校生年齢※1の子ども」がいますか？

はい

いいえ

高校生年齢※1の子どもは算定児童※3として登録されていますか？

いいえ

はい

中学生以下の児童に大学生年齢※2のきょうだいがいて、児童と大学生年齢のきょうだいを合わせて3人以上の児童がいますか？

お手続きは不要です

高校生年齢※1以下の児童に大学生年齢※2のきょうだいがいて、児童と大学生年齢のきょうだいを合わせて3人以上の児童がいますか？

いいえ

はい

ア

イ

「高校生年齢※1以下の子ども」がいますか？

はい

いいえ

お手続きは不要です

父母等で子どもを養育しており、そのうち所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

いいえ

勤務先にお問合せください

父母のうち、所得の高い方の令和10月1日時点の住民登録地は富里市ですか？

はい

いいえ

父母等のうち所得の高い方の住民登録地の自治体にお問合せください

児童に大学生年齢※2きょうだいがいて、大学生年齢の者を養育(監護、生計支援)していますか？

はい

いいえ

児童と大学生年齢※2のきょうだいを合わせて3人以上の児童がいますか？

はい

ウ

エ

ア 「額改定認定請求書」を提出してください。

イ 「額改定認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

ウ 「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

エ 「認定請求書」を提出してください。

※1 高校生年齢：平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童【令和6年度時点】

※2 大学生年齢：平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者【令和6年度時点】

※3 算定児童：児童手当の支給対象児童ではないが、児童の数としてカウントできる児童。制度改正前は高校生年齢までが対象。別居等の理由で登録されていない場合を除き、原則登録されています。

※ 申請者と高校生年齢以下の児童が別居しているときは、上記ア～エの他に「別居監護申立書」の提出が必要となります。

【転入・転出される方へ】

手続後に令和6年9月30日までに転入・転出される方は令和6年10月1日時点の住民登録地の市役所等で再度お手続きが必要となります。